

2級 実技試験

管理業務

(はじめに)

すべての問題文の条件設定において、特に断りのない限り、他に特殊な事情がないものとします。また、各問題の選択枝における条件設定は独立したものと考え、同一問題内における他の選択枝には影響しないものとします。

特に日時の指定のない限り、2021年1月1日現在で施行されている法律等に基づいて解答しなさい。

1 自転車メーカーX社の開発者甲は、操作がしやすく持ちやすい形状のハンドルa及び漕ぎやすい工夫をしたペダルbを備える自転車に係る発明Aを自ら完成した。X社は、令和3年6月1日に発明Aに係る請求項1つを記載して、特許出願Bを行った。特許出願Bについて、出願審査請求をすべきか否かを判断するために調査を行ったところ、事実1～4が判明した。

事実1 令和2年12月1日出願された特許出願Cは、早期公開が請求され、令和3年5月20日出願公開されていた。特許出願Cに係る明細書及び図面に発明Aと同じ内容の発明が記載されていたが、特許請求の範囲にはその発明は記載されていなかった。

事実2 令和元年12月20日に米国で出願された米国特許出願Dは、令和3年6月21日に米国で出願公開されていた。米国特許出願Dに係る明細書及び図面に発明Aと同じ内容の発明が記載されていたが、特許請求の範囲にはその発明は記載されていなかった。

事実3 令和3年3月1日に発行された雑誌の記事Eに、aと同じ形状のハンドルを有する自転車メーカーY社のレース用自転車が掲載されていた。但し、その記事Eにはペダルに関して記載されていなかった。

事実4 令和3年5月6日に発行された公開特許公報Fに、自転車メーカーW社の乙が発明し、かつ、ペダルbと同じ工夫がされたペダルを有する子供用自転車が記載されていた。但し、その公報Fにはハンドルに関して記載されていなかった。

以上を前提として、問1～問6に答えなさい。

問1

特許出願Bについて、事実1に基づいて拒絶されないと考えられる場合は「○」を、拒絶されると考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問2

問1において、拒絶されない又は拒絶されると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群I】の中から1つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

【理由群I】

ア 拒絶理由には該当しないため

イ 新規性（特許法第29条第1項各号）の拒絶理由に該当するため

ウ 先願（特許法第39条）の拒絶理由に該当するため

問3

特許出願Bについて、事実2に基づいて拒絶されないと考えられる場合は「○」を、拒絶されないと考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問4

問3において、拒絶されない又は拒絶されると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群Ⅱ】の中から1つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

【理由群Ⅱ】

- ア 拒絶理由には該当しないため
- イ 新規性（特許法第29条第1項各号）の拒絶理由に該当するため
- ウ 先願（特許法第39条）の拒絶理由に該当するため

問5

特許出願Bについて、事実3及び4に基づいて拒絶されないと考えられる場合は「○」を、拒絶されると考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問6

問5において、拒絶されない又は拒絶されると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群Ⅲ】の中から1つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

【理由群Ⅲ】

- ア 拒絶理由には該当しないため
- イ 進歩性（特許法第29条第2項）の拒絶理由に該当するため
- ウ 先願（特許法第39条）の拒絶理由に該当するため

【第39回知的財産管理技能検定】

2 貴金属メーカーX社は、2020年6月に新しいネックレスのデザインを完成し、2021年1月から、上段にPRINCE、下段にプリンスとする2段書きで構成される商品名Aを付して当該ネックレスの販売を開始した。販売直後から雑誌やSNSなどで紹介され、2021年4月頃には全国的に有名となった。販売を継続していたところ、貴金属メーカーY社から、Y社の商標権を侵害している旨の警告書が届いた。そこで、X社の知的財産部の部員甲がY社の登録商標を調査したところ、Y社は指定商品を「指輪」とし、上段にプリンス、下段にPRINCEとする2段書きで構成される商標について、2020年7月に商標登録出願をし、2021年2月に商標権Mが設定登録され、商標掲載公報が発行されていることがわかった。甲は、知的財産部の部長乙に対して、X社は商標権Mを侵害する可能性が高いとの調査報告をし、商標権Mに対する措置について、2021年7月に発言1～3をしている。なお、「ネックレス」と「指輪」は類似する商品である。

発言1 「商品名Aを『PRINCE』のみの表記に変更すれば、Y社の商標権Mの侵害を免れることができます。」

発言2 「X社は、先使用による商標の使用をする権利を有するので、このまま販売を継続しても、問題はありません。」

発言3 「Y社は、商標権Mに係る登録商標を使用していないので、すぐにY社の商標権Mを取り消すことができます。」

以上を前提として、問7～問12に答えなさい。

問7

発言1について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問8

問7において、適切又は不適切であると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群Ⅳ】の中から1つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

【理由群Ⅳ】

- ア 商標と商品が異なり、商標権の効力範囲に含まれないため
- イ 商標と商品が類似し、商標権の効力範囲に含まれるため
- ウ 商標は異なるが商品が類似し、商標権の効力範囲に含まれるため
- エ 商品は類似するが商標は異なり、商標権の効力範囲に含まれないため

問9

発言2について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問10

問9において、適切又は不適切であると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群V】の中から1つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

【理由群V】

- ア 商標権Mの設定登録時において、商品名Aを付したX社のネックレスは周知となっているため
- イ 商標権Mの設定登録時において、X社は商品名Aを付したネックレスを販売しているため
- ウ Y社の商標登録出願時において、X社はネックレスのデザインを完成しているため
- エ Y社の商標登録出願時において、商品名Aを付したX社のネックレスは周知となっていないため

問11

発言3について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問12

問11において、適切又は不適切であると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群VI】の中から1つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

【理由群VI】

- ア 不使用取消審判（商標法第50条）により商標登録を取り消すことができないため
- イ 不使用取消審判（商標法第50条）により商標登録を取り消すことができるため
- ウ 不正使用取消審判（商標法第51条）により商標登録を取り消すことができるため
- エ 登録異議申立て（商標法第43条の2）により商標登録を取り消すことができるため

3 出版社X社の法務部の甲は、コンテンツA～Cの利用方法について、発言1～3をしている。

発言1 「コンテンツAは、出版社Y社が編集発行した東京23区の地図を掲載した本です。この地図には、道路や建物などが詳細にわかりやすく工夫して記載されています。コンテンツAをコピーするにあたっては、Y社の許諾を得る必要があります。」

発言2 「コンテンツBは、研究者乙が収集した、最近1年のすべての著作権侵害訴訟の判決全文と、それらの判決に関して大学教授丙が解説したものからなるものです。コンテンツBをコピーするにあたっては、丙だけでなく乙の許諾を得る必要があります。」

発言3 「コンテンツCは、3人のデザイナーが『ファッション業界の未来』というテーマについて話した座談会を録音・録画したものです。コンテンツCをコピーするにあたっては、デザイナー全員の許諾を得る必要があります。」

以上を前提として、問13～問18に答えなさい。

問13

発言1について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問14

問13において、適切又は不適切であると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群Ⅶ】の中から1つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

【理由群Ⅶ】

- ア 著作物と認められず、著作権法で保護を受けることができないため
- イ 著作物と認められ、著作権法で保護を受けることができるため
- ウ 著作物と認められるが、公益上の理由から著作権法で保護を受けることができないため

問15

発言2について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問16

問15において、適切又は不適切であると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群Ⅷ】の中から1つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

【理由群Ⅷ】

- ア 著作権法で保護を受けることができないため
- イ 二次的著作物にあたるため
- ウ 共同著作物にあたるため

問17

発言3について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問18

問17において、適切又は不適切であると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群Ⅸ】の中から1つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

【理由群Ⅸ】

- ア 著作権法で保護を受けることができないため
- イ 編集著作物にあたるため
- ウ 共同著作物にあたるため

4 問19～問33に答えなさい。

問19

化粧品メーカーX社は、化粧品について、商標Aに係る商標権Mを有している。化粧品メーカーY社は、化粧品について商標Aと類似する商標Bを使用している。ア～エを比較して、X社の社員甲と知的財産部の部員乙の会話として、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 甲 「Y社の化粧品はたいへんな粗悪品であり、Y社の化粧品の販売により、わが社の信用が害されています。何か対策はありませんか。」
乙 「商標法上は、Y社による一般新聞への謝罪広告の掲載を裁判所に請求できます。」
- イ 甲 「Y社の化粧品の販売により、わが社は多大な損害を被っています。この損害の賠償をY社に対して請求できませんか。」
乙 「商標権侵害による損害賠償請求は認められません。」
- ウ 甲 「Y社は、商標Bが付された、化粧品を包装するための包装パッケージCを有しています。包装パッケージCの廃棄を求めることはできませんか。」
乙 「商標法上は、差止請求を提起しても、包装パッケージCの廃棄を求めることはできません。」
- エ 甲 「Y社の化粧品の販売により、わが社は多大な損害を被っています。また、Y社の子会社であるW社も商標Bを付した化粧品を販売しているようです。」
乙 「わが社は、商標権Mに基づいて、Y社に対して権利行使できますが、W社に対しては権利行使できません。」

問20

植物の新品種を育成している種苗会社X社は、リンゴの品種Aを育成し、品種登録を受けた。ア～エを比較して、X社の知的財産担当者の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 「わが国では、植物の品種について種苗法の他に特許法でも保護される可能性がありますので、他社の権利を侵害していないか念のため確認しておきましょう。」
- イ 「わが社が品種Aについて登録を受けた場合、品種Aの種苗を用いることにより得られる収穫物の生産を専有できます。」
- ウ 「品種Aについての育成者権の存続期間は、品種登録出願の日から25年です。」
- エ 「わが社が他人に登録品種の種苗を譲渡した場合、その他人がその種苗を利用することについて育成者権の効力が及ばないことがあります。」

問21

玩具メーカーX社は自社製品に用いられる人工知能技術のソフトウェアAをY社に開発委託した。この開発委託の成果物に係る著作権はX社に帰属される旨の契約を検討している。ア～エを比較して、成果物の納入を受ける場合におけるX社の考えとして、最も不適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア ソフトウェアAの著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）はすべてY社からX社に譲渡するとの書面を、Y社の社長の署名捺印入りで受領することにした。
- イ ソフトウェアAが、特許庁で審査中のZ社の特許出願の特許請求の範囲に含まれる可能性があるとの報告書をY社から受け取った。この報告書を受け取ったX社の担当者は、まだZ社の特許出願は、審査中であるので、そのままソフトウェアAの納入の受入れを認めることにした。
- ウ ソフトウェアAの修正をX社が行う場合を考慮してソースコードを成果物に含めるとともに、著作者人格権を一切行使しないとの書面を、Y社の社長の署名捺印入りで受領することにした。
- エ ソフトウェアAが第三者の知的財産権を侵害しないことを保証するとのY社の社長の署名捺印入りの書面に、ソフトウェアAで利用された技術に関する特許調査報告書とソフトウェアAの創作過程説明書が添付されたものを、ソフトウェアAが格納された記録媒体とともに受領することにした。

問22

電機メーカーX社は、洗濯機に係る発明Aについて特許権Pを取得した。X社の知的財産部の部員甲は、特許権Pを戦略的にどのように活用するかを検討している。ア～エを比較して、甲の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 特許権Pに基づいて発明Aを独占する戦略をとる場合、早期に市場を拡大することができる。
- イ 特許権Pに基づいて発明Aを独占する戦略をとる場合、他社から特許無効審判などの攻撃を受けるリスクが小さくなる。
- ウ 特許権Pに基づいて発明Aを他社にライセンスする戦略をとる場合、市場を独占することにより大きな利益が得られる。
- エ 特許権Pに基づいて発明Aを他社にライセンスする戦略をとる場合、複数の企業で市場を形成するので、他社にライセンスをしない場合と比べて、大きな投資が必要とならず、事業リスクが小さくなる。

問23

化学薬品メーカーX社は、新規の薬品Aを製造することができる製造技術Bを保有しており、製造技術Bを利用した事業展開を推進している。X社の知的財産部は、その事業展開のために、製造技術Bを知的財産権で独占する方法と、営業秘密として管理する方法のいずれを推進すべきか社内会議で検討している。ア～エを比較して、社内会議での知的財産部の部員の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 「薬品Aに関して、わが国で特許出願を行ったとしても、公益を目的とする公共事業に利用される場合には産業上の利用可能性がないとして拒絶される場合がありますので、営業秘密として管理すべきです。」
- イ 「製造技術Bが流出しないように営業秘密として保護するためには、製造技術Bを記したドキュメントを鍵のかかる保管庫に入れて管理すれば十分です。」
- ウ 「製造技術Bについて営業秘密として管理をした場合、その営業秘密を漏洩した者に対して損害賠償を請求することはできますが、刑事罰として懲役刑がその者に科されることはありません。」
- エ 「わが社を退職した技術者から競合企業Y社に、営業秘密として管理をしている製造技術Bが開示された場合、製造技術Bを入手したY社に対してわが社は損害賠償を請求できる場合があります。」

問24

文房具メーカーX社は、斬新性を求めて、新商品のステーブラに係る意匠の開発を社外のデザイナー甲に依頼した。ア～エを比較して、X社の知的財産部の部員の対応として、最も不適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 甲が複数の意匠をX社に提案した場合、X社が採用しなかった意匠に係る意匠登録を受ける権利の帰属関係が不明確になるので、X社と甲との間で締結する開発委託契約書の中で、提案したすべての意匠に係る意匠登録を受ける権利をX社に譲渡する条項を規定しておく。
- イ 甲が社外のデザイナー乙と共同で意匠を創作した場合に、X社が甲及び乙から当該意匠に係る意匠登録を受ける権利を譲り受けたときであっても、創作者を甲及び乙とする必要がある。
- ウ 甲による意匠の開発に関してはX社の職務創作規程が適用されないので、X社と甲との間で締結する開発委託契約書の中で、甲が開発した意匠及びこれに類似する意匠に関する意匠登録を受ける権利をX社に譲渡する条項を規定しておく。
- エ 甲が個人で意匠登録出願をしない限り、X社に意匠登録を受ける権利を譲渡することはできないので、X社と甲との間で締結する開発委託契約書の中で、甲は意匠の完成後すぐに意匠登録出願する条項を規定しておく。

問25

ア～エを比較して、電気機器メーカーX社の従業員甲がした職務発明に関して、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 甲が、X社の施設を利用して、扇風機に関する職務発明を完成させた場合であっても、X社と甲は、共同発明者となる場合はない。
- イ 甲は、退職日の2週間前に旅行用の携帯用扇風機を開発した。特許出願前であって、甲の退職後、甲がその扇風機を電車の中で使用したことにより、当該職務発明は新規性を喪失する可能性はない。
- ウ 甲は、職務発明を完成させ、当該発明に関する特許を受ける権利は職務発明規程に基づきX社に帰属することになった。X社は、当該特許を受ける権利に基づき日本とドイツにおいて特許出願をした。この場合、日本の特許法第35条に基づく相当の利益の算定に関しては、ドイツにおける特許出願に関する特許を受ける権利の譲渡は考慮されることはない。
- エ 甲は、扇風機に関する発明をしたが、それは勤務中ではあっても出張中に発想したもので、職務発明に該当しない。

問26

洋酒輸入会社であるX社が輸入しようとしているウイスキーAについて、関税法上の認定手続の結果、ウイスキーAはY社の商標権を侵害する物品に該当すると認定された。ア～エを比較して、X社の考えとして、最も不適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 税関長によって、ウイスキーAが没収された上で、廃棄される場合がある。
- イ X社は、ウイスキーAの侵害部分を切除してもウイスキーAを輸入することはできない。
- ウ X社は、権利者であるY社からの輸入同意書を提出した上で、ウイスキーAを輸入することができる場合がある。
- エ 税関長によって、ウイスキーAの積戻しが命じられる場合がある。

問27

プリンタメーカーX社は、印刷速度の向上のために歯車の改良を検討している。X社の技術者甲は、Y社が販売する時計Aに使用されている特殊形状の歯車Bが利用可能であることを思いついた。時計Aには特許番号と意匠登録番号が記載されていたので特許公報及び意匠公報の調査を検討している。ア～エを比較して、調査に関する甲の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 意匠登録番号に係る公報について調査したところ、年金不納により消滅していたので、特許番号に係る公報について調査する必要はない。
- イ 検索項目を「出願人」、キーワードを「Y社」として検索しても、時計Aに記載された特許番号に係る公報と意匠登録番号に係る公報を必ず抽出できるとは限らない。
- ウ 時計Aに記載されていた特許番号に係る公報と意匠登録番号に係る公報は、時計Aに関するものであり、歯車Bに関するものではない。
- エ 歯車Bに特許権及び意匠権の両権利が存在することはないので、特許番号に係る公報を調査すればよく、意匠登録番号に係る公報を確認する必要はない。

問28

靴メーカーX社は、自社ブランドMについて衣料品関係でも商品展開することとし、衣料品メーカーY社との間で、ブランドMについての商標ライセンス契約を締結した。Y社は、契約に基づいてブランドMのタグがついたポロシャツの製造販売を開始した。ところが、契約締結後6カ月が経過しライセンス料の支払期限が到来しているにもかかわらず、X社はY社からのライセンス料の支払が確認できていない。ア～エを比較して、X社がY社に対してとることができる措置として、最も不適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア X社は、Y社にライセンス料の支払を求めため、X社の本店所在地の管轄裁判所に訴えを提起することができる場合がある。
- イ X社は、契約違反を理由として、Y社の倉庫に赴き、ポロシャツについてブランドMのタグを切り取り、持ち帰ることができる。
- ウ X社は、契約違反を理由として、Y社にライセンス料の支払催告をし、その後に相当の期間が経過しても債務が履行されない場合は、契約を一方的に解除することができる。
- エ Y社の未払によって被った損害がある場合、X社は、契約違反を理由として、Y社に損害賠償を請求することができる。

問29

甲は、自身が経営するフランス料理店のホームページを開設し、料理のメニューなどの情報を掲載することを検討している。ア～エを比較して、問題（トラブル）が発生する可能性が低い甲の行為として、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 甲が、料理店に来店した有名な女優数名を撮影し、その写真を、料理店の宣伝になるようにホームページに掲載する行為
- イ 甲が、料理店近くの公園に恒常的に設置されている有名な彫刻家が創作した彫刻を撮影し、その写真を、料理店の周辺情報としてホームページに掲載する行為
- ウ 甲が、料理店に来店した客が店内や料理を撮影しブログに掲載した写真を、ホームページに掲載する行為
- エ 甲が、女性誌に紹介された料理店の記事を、ホームページに掲載する行為

問30

靴メーカーX社は、マークMを付した新しいデザインのハンドバッグAの販売を検討している。また、X社の知的財産部では、マークMを消費者にアピールするとともに、ハンドバッグAに類似するデザインのハンドバッグの販売防止策を検討している。ア～エを比較して、X社の知的財産部の部員の考えとして、最も不適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア ハンドバッグAについて、全体意匠として意匠登録出願をし、権利を取得することができる。
- イ ハンドバッグAの販売開始時期よりも前に意匠公報にハンドバッグAのデザインが掲載されるのを防ぐため、必要であれば秘密意匠として意匠登録出願することを検討する。
- ウ ハンドバッグAに係る意匠登録出願をした後に拒絶理由が通知された場合には、当該意匠登録出願を商標登録出願へ出願変更をすることができる。
- エ マークMをデザイン的に印象付けるため、ハンドバッグを物品とするマークMに関して、部分意匠として意匠登録出願をすることができる。

問31

眼鏡メーカーX社は、特許発明P「新規な合金aを用いて軽量化したフレームと無色透明なレンズbを有する眼鏡」に係る特許権を有している。眼鏡メーカーY社が、合金aを用いて軽量化したフレームに色つきのレンズcを装着した眼鏡Qの製造販売を開始していることがわかった。ア～エを比較して、X社の考えとして、最も不適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 眼鏡Qが、特許発明Pの特許出願時における公知技術と同一又はその公知技術から当業者が容易に推考できたか否かは、Y社の侵害行為を認定するにあたり、重要な判断要素となる。
- イ 特許発明Pのレンズbを眼鏡Qのレンズcに置き換えることについて、眼鏡Qの製造技術分野における通常の知識を有する者が、特許発明Pの特許出願時に容易に想到できたものであるか否かは、Y社の侵害行為を認定するにあたり、重要な判断要素となる。
- ウ 特許発明Pの特許出願手続において、眼鏡Qの特許請求の範囲から意識的に除外したか否かは、Y社の侵害行為を認定するにあたり、重要な判断要素となる。
- エ 特許発明Pのレンズbを眼鏡Qのレンズcに置き換えて同一の作用効果を奏するか否かは、Y社の侵害行為を認定するにあたり、重要な判断要素となる。

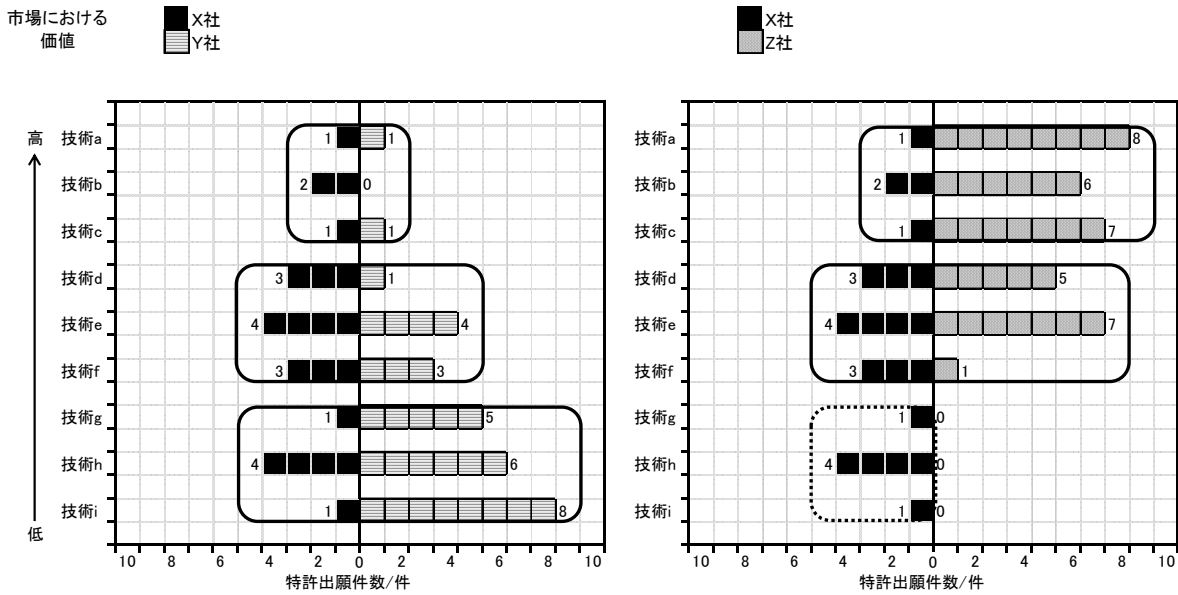
問32

X社は、自社製品の空気清浄機の1機種をY社に生産委託しようと考え、Y社との間で秘密保持契約の締結交渉をしている。X社は、その交渉の中で、Y社から生産委託対象機種に関する設計図や生産方式の情報の提供を求められている。ア～エを比較して、X社の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 設計図や生産方式の情報を知っている者がX社に複数いる場合、それらの者に秘密保持契約による守秘義務が課されていたとしても、その情報は公然と知られていることとなり、営業秘密の対象とならない。
- イ X社の従業員に対して就業規則等による秘密保持義務を課しておらず、また、「社外秘」の表示がされていない設計図等の情報であっても、Y社との間で締結された秘密保持契約により、その情報は営業秘密として取り扱われる。
- ウ X社は、生産委託対象機種に係る発明について特許出願した場合であっても生産委託対象機種の設計図などの情報を、秘密保持契約が締結されるまでは、Y社に提供すべきではない。
- エ Y社との間で秘密保持契約を締結しても、製品開発における失敗の情報については事業活動に有用な情報といえず、営業秘密の対象とならないことから、秘密保持の対象とはならない。

問33

化学品メーカーX社の経営企画部の部員甲は、市場的に見込みのある技術についての自社の技術力を補完しようと考え、Y社あるいはZ社のいずれとアライアンスを組むべきかを検討するために、IPランドスケープの一環として、2社間の技術比較を行い、下図のような結果を得た。ア～エを比較して、甲の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。



図

- ア Z社は、技術全般にわたって出願件数の合計がY社と比べて少なく技術補完度が低いため、Y社とアライアンスすべきと判断した。
- イ Y社は、市場において価値の高い技術 a, b, c の技術補完度がZ社と比べて低いため、Z社とアライアンスすべきと判断した。
- ウ Y社は、市場において価値の高い技術 g, h, i の技術補完度がZ社と比べて高いため、Y社とアライアンスすべきと判断した。
- エ Z社は、市場において価値が中程度の技術 d, e, f の技術補完度がY社と比べて高いため、Z社とアライアンスすべきと判断した。

【第39回知的財産管理技能検定】

5 問34に答えなさい。

問34

機械メーカーX社は、自社のエンジニアがした発明Aについて、令和元年12月10日に特許請求の範囲に請求項1から請求項15を記載した特許出願Bを行ったところ、令和3年6月10日に出願公開がされた。その後、X社は、特許出願Bについて、請求項の数を12追加する補正をした上で、出願審査請求をすることとした。この場合、出願審査請求に必要な手数料は何円か、算用数字で解答用紙に記入しなさい。

特許法等関係手数料令（特許法第195条第2項関係）による
出願審査の請求をする者 1件につき138000円に1請求項につき4000円を加えた額

6 X社の知的財産部の部員甲と部員乙が、特許協力条約（PCT）に基づく国際出願に関して会話をしている。問35～問37に答えなさい。

甲 「国際出願をした場合について、日本国特許庁へ直接国内出願として出願した場合と比較すると、手続に違いはありますか。」

乙 「国際出願をすると、原則として1について、優先日から18カ月経過後に、国際公開されます。」

甲 「国際公開の内容は誰でも見ることができますか。」

乙 「はい、インターネット等を通じて誰でも見ることができます。あわせて2の結果が公開されます。」

甲 「他には何かありますか。」

乙 「さらに、原則として1について、2機関において2の結果と同時に3も作成されます。」

問35

空欄1に入る最も適切な語句を【語群X】の中から選び、解答用紙に記入しなさい。

問36

空欄2に入る最も適切な語句を【語群X】の中から選び、解答用紙に記入しなさい。

問37

空欄3に入る最も適切な語句を【語群X】の中から選び、解答用紙に記入しなさい。

【語群X】

国際予備調査書	国際文献調査書	国際公開請求がされた出願
国際文献調査	国際予備調査	国際調査
すべての出願	国際調査請求がされた出願	国際調査見解書

【第39回知的財産管理技能検定】

7 映画製作会社X社は、社外の甲を映画監督に起用し、小説家乙が執筆した小説を原作とした映画Aの製作を企画している。X社の法務部の丙と丁が、映画Aの製作に関して会話をしている。問38～問40に答えなさい。

丙 「甲がX社に対し監督として映画Aの製作に参加することを約束し、映画Aが完成した場合、甲は映画Aに対してどのような権利をもちますか。」

丁 「をもつこととなります。」

丙 「映画Aが完成したとき、乙は映画Aとどのような関係となりますか。」

丁 「映画の著作物のとなります。」

丙 「完成した映画Aをテレビ放送する場合、乙の許諾を得る必要はありますか。」

丁 「乙の許諾を得る必要。」

問38

空欄に入る最も適切な語句を【語群XI】の中から選び、解答用紙に記入しなさい。

問39

空欄に入る最も適切な語句を【語群XI】の中から選び、解答用紙に記入しなさい。

問40

空欄に入る最も適切な語句を【語群XI】の中から選び、解答用紙に記入しなさい。

【語群XI】

著作権 著作者 はありません 原著作物の著作者
著作者人格権 実演家人格権 があります

【第39回知的財産管理技能検定】

【2級実技】

番号 正解

問1 ×

問2 イ

問3 ○

問4 ア

問5 ×

問6 イ

問7 ×

問8 イ

問9 ×

問10 エ

問11 ×

問12 ア

問13 ○

問14 イ

問15 ×

問16 ア

問17 ○

問18 ウ

問19 ア

問20 ウ

問21 イ

問22 エ

問23 エ

問24 エ

問25 ア

問26 イ

問27 イ

問28 イ

問29 イ

問30 ウ

問31 イ

問32 ウ

問33 イ

問34 246000(円)

問35 すべての出願

問36 国際調査

問37 国際調査見解書

問38 著作者人格権

問39 原著作物の著作者

問40 があります